

貝塚オープンファクトリー2021 参加規約

第1条（本規約の範囲および変更）

1. 本規約は、貝塚オープンファクトリー2021 実行委員会（実行委員会という）が主催するオープンファクトリーへの参加に際して適用される条件を定めるものです。下記第4条に基づく本イベントの申込を実行委員会が承諾した全ての参加者（以下「参加者」という）は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。
2. 実行委員会は、参加者に通知を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとします。但し、当該変更規定又は細則が通知された後に、参加者が本イベントに参加した場合には、参加者が当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定および細則は、本規約の一部を構成するものとして、参加者に適用されます。

第2条（参加費等）

参加者は、実行委員会が公開する **WEB** 申し込みによる申し込み又は実行委員会が配布するチケットを購入することにより、参加費を支払うものとします。

第3条（本イベントの申し込み）

1. 本イベントの参加申込者（以下「参加」希望者）という）は、**WEB** による手続き、または実行委員会の定めるその他の手続に従って、参加の申込（以下「参加申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他実行委員会の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して実行委員会に提供するものとします。

第4条（本イベント参加申込の承諾）

1. 実行委員会は、本規約に承諾し第3条の参加申込を行った参加希望者に対し、本イベントの参加を許諾する旨を適切な手段（電子メール等）にて通知するものとします。
2. 実行委員会と参加者間の本イベントの提供に係る契約（以下「本契約」という）は、参加費全額の入金を確認したときに有効に成立し、参加希望者は、本規約の定めに従い、参加者たる資格を取得するものとします。
3.
 - ①実行委員会は必要に応じ、参加権利につき、先着順や抽選等の参加方法を選択し、必要に応じ人数制限等を設けることがあります。

②参加費の入金後に、前項の事由が発生した場合、実行委員会は第13条の規定に応じ、参加者に返金するものとします。

第5条（申込の変更・取消）

事情により、参加イベントまたは日程の変更を、おこなうことがあります。参加の取消に関しては、イベント日からの日数によって原則として、以下の料金を請求するものとします。

●取消通知日（メールが実行委員会に届いた日）とキャンセル料

3日前まで・・・無料

2日前～当日・・・参加料の全額

第6条（申込の通知が遅れたことによる損害の免責）

通信回線やコンピューターシステム等のトラブルにより、参加の申込ができない場合や、参加権利の確定やその通知に遅れが生じた場合、これらの事由により参加者または第三者に生じた損害に関し、実行委員会は一切責任を負わないものとします。又、第12条の会社都合によるイベントの中止の場合も、これに準ずることとします。

第7条（個人情報の取扱）

実行委員会は参加者から取得した個人情報について、参加者との連絡、イベントの運営上必要な範囲でのみ利用いたします。

第8条（参加権利の転売等の禁止/オークション等での転売等の規制）

1. 実行委員会から付与した参加権利を、実行委員会の承諾なく、第三者へと譲渡すること、または転売や譲渡を前提に参加申込をする行為は禁止とします。

2. 前項の事由が発生した場合、実行委員会の判断で、参加者の参加権利を無効とする場合があります。また、その場合、参加費等の返金を認めない場合があります。

第9条（録音・録画・撮影記録の使用）

1. 実行委員会が、本イベントで行った録音・録画・撮影記録は、本イベントの記録及びその他の商業上の目的のために使用することができるものとします。

2. 参加者が、肖像権を理由に、本イベントで行った録音・録画・撮影記録の商業上の目的のために使用することを拒む場合は、事前に実行委員会に申し出ることとします。

第10条（講義内容に対する権利）

1. 本イベントに含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法、その他の情報、本イベントにおいて提供される教材、書籍およびビデオその他一切の著作物、ならびにその他本イベントで使用される一切の名称および標章（以下併せて「講義内容」という）についてのノウハウ、著作権及び商標権その他一切の権利は全て実行委員会に帰属し、参加者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2. 参加者は、講義内容を自己の学習の目的のみに使用するものとし、いかなる方法においても、参加者個人の私的利用の範囲内で使用し、または、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。

3. 参加者は、別途実行委員会が明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。

4. 参加者は、本イベントの参加に際して、他の参加者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。但し、実行委員会は、参加者による他の参加者の個人情報の取扱に関して一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（参加資格の中断・取消）

1. 参加者が以下の項目に該当する場合、実行委員会は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該参加者の参加者資格を停止取り消すことができるものとします。

① 参加申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

② イベント内容を適切に理解できない可能性がある場合、もしくは実行委員会が本イベントの参加者としての適格性に欠けると判断した場合。

③ 営利またはその準備を目的とした行為、その他実行委員会が別途禁止する行為を行った場合。

④ 参加者に対する破産、民事再生その他破産手続の申立てがあった場合、または参加者が後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑤ 本規約に違反した場合。

⑥ その他参加者として不適切と実行委員会が判断した場合。

2. 実行委員会は、本条 1 項に該当する場合の他、参加者が本イベントの進行の妨げになると判断した場合、退場を命じることがあります。

第 12 条（イベントの中止・中断および変更）

1. 実行委員会は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止・中断および変更できるものとします。

2. 前項の場合には、実行委員会は、本イベントの中止または中断後に本イベントについての参加費を返金します。但し、実行委員会の責任は、支払済の参加費に限られ、参加者が負担したその他費用は返金の対象となりません。

3. 天候・転変地変・地震・災害等の状況により、当日開催を中止することがあります。その際は、実行委員会より連絡するものとします。

第 13 条（参加費の返金方法）

1. 参加のキャンセル、本イベントの中止または中断による返金方法は、参加者が指定する銀行（郵便）口座に振込することとします。但し、返金額は支払済みの参加費に限られ、参加者が負担した手数料等は原則として、返金の対象となりません。但し、実行委員会の都合による、本イベントの中止または中断に関しては、この限りではありません。

2. 参加者のご都合により、本イベントサービスの一部を受領しなかったとき、または途中離席・退場された場合は、参加者の権利放棄とみなし、実行委員会は一切の払い戻しを致しません。

第 14 条（損害賠償）

1. 参加者が、本イベントに起因または関連して、実行委員会に対して損害を与えた場合、参加者は、一切の損害を補償するものとします。

2. 本イベントに起因または関連して、参加者と他の参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、実行委員会に生じた一切の損害を補償するものとします。

3. 本イベントの開催中（集合場所から解散場所まで）の事故、盗難、紛失、傷病補償については、実行委員会は一切の責任を負いません。

本イベントの開催中（集合場所から解散場所まで）の事故、傷病補償は、実行委員会が加入する普通傷害保険の適用範囲内で補償するものとします。

4. 本イベント開催中（集合場所から解散場所まで）の自動車・電車やバスなどの交通機関に関する事故に関しては、実行委員会は、免責することとします。

第 15 条（参加者の責任）

1. 参加者の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは参加者が実行委員会参加規約を守らなかったことにより、実行委員会が損害を被った場合は参加者から損害の賠償を申し受けます。

2. 参加者は、実行委員会から提供される情報を活用し、パンフレット等に記載されたイベント参加者の権利・義務その他イベント契約の内容について理解するように努めなければなりません。

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 実行委員会から参加者への通知は、本規約に別に定めのある場合を除き、実行委員会からの電子メールもしくはイベント案内サイト上の一般掲示またはその他実行委員会が適当と認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛への実行委員会からの発信をもって通知が完了したものとみなします。但し、登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、実行委員会からの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到着したとみなされるものとします。

3. 本条 1 項の通知がイベント案内本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知がイベント案内サイト上に掲示された時点（イベント案内サイトにアップロードされた時点）をもって参加者への通知が完了したものとみなします。

4. 実行委員会は、上記いずれかの方法により参加者に通知を行った場合、通知完了後 10 日以内に参加者からの異議申し立てがないか、又は、通知完了後参加者が実行委員会のイベントに参加した場合には、その時点で参加者が同通知の内容に同意したものとみなします。

第 17 条（管轄）

本規約または本イベントに関する一切の紛争については、実行委員会が属する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

本規約は 2021 年 10 月 15 日に実施するものとします。